茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画協議会規則

平成16年3月26日 規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市附属機関設置条例(平成10年茅ヶ崎市条例第44号)に基づき設置された茅ヶ崎市 ジェンダー平等推進協議会(以下「協議会」という。)の所掌事項、組織及び運営に関し必要な事項を定めるもの とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、茅ヶ崎市ジェンダー平等推進計画につき市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は建議するものとする。

(委員)

- 第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 市民
 - (2) 市の区域内の公共的団体等の代表者
 - (3) 市の区域内の団体で男女共同参画社会の形成を目的とするものの代表者
 - (4) 学識経験を有する者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴収等)
- 第6条 協議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明 を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、文化スポーツ部多様性社会推進課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において現にちがさき男女平等参画プラン推進協議会の委員であった者は、第3条第 1項に規定する委員の区分にかかわらず、この規則による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、同 条第2項本文の規定にかかわらず、平成17年5月27日までとする。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のちがさき男女平等参画プラン推進協議会規則(以下「旧規則」という。)により委嘱されている委員は、改正後のちがさき男女共同参画推進プラン協議会規則(以下「新規則」という。)による委員とする。この場合において、当該委員の任期は、新規則第3条第2項本文の規定にかかわらず、旧規則による任期満了の日までとする。

附則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規則の施行の際現に在職する第3条の規定による改正前のちがさき男女共同参画推進プラン協議会規則第3条第1項第3号の委員は、第3条の規定による改正後のちがさき男女共同参画推進プラン協議会規則第3条第1項 第3号の委員とみなす。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。